

気候変動適応法について

平成30年8月29日

「気候変動影響評価報告書(中央環境審議会意見具申)」取りまとめ(平成27年3月)

「気候変動の影響への適応計画」の閣議決定(平成27年11月27日)

- ・各分野(①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活)における適応策の推進
- ・気候変動適応情報プラットフォーム(国立環境研究所が運営)の構築(平成28年8月)
- ・地域適応コンソーシアム事業の開始(平成29年7月)
- ・適応計画のフォローアップ報告書の取りまとめ(平成29年10月)

適応策の法制化に向けた検討

- ・国会における議論・・・気候変動の影響への適応計画の早期の法定計画化
- ・地方公共団体からの要望・・・地方自治体の適応策に係る計画策定の法定化
- ・政府における検討(関係府省庁連絡会議、地方公共団体・中央環境審議会意見聴取)

「気候変動適応法案」の閣議決定(平成30年2月20日)

「気候変動適応法」の公布(平成30年6月13日)

1. 目的（第一条）

- 気候変動（地球温暖化その他の気候の変動）に起因して生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること、並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、**気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。**

2. 定義（第二条）

- **気候変動影響**：気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の**生活、社会、経済又は自然環境において生じる影響**をいう。
- **気候変動適応**：気候変動影響に対応して、これによる**被害の防止又は軽減**その他**生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る**ことをいう。

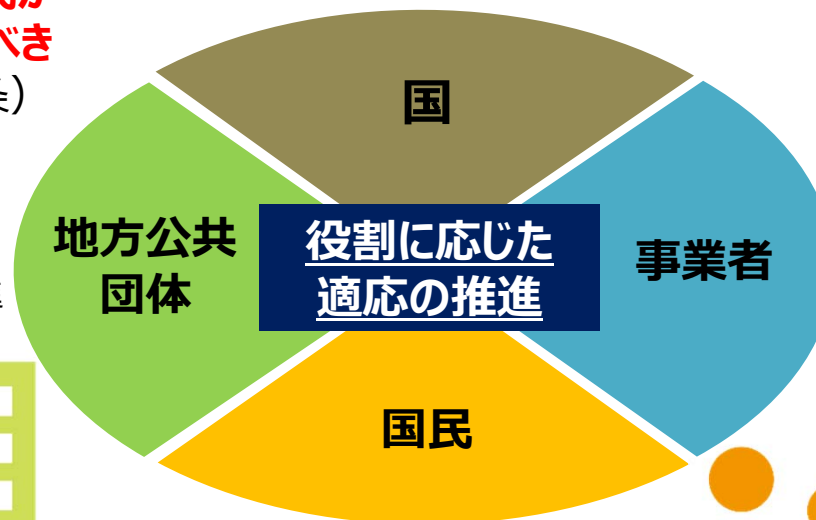
3. 各主体の役割

- **国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化**（第三条～第六条）

- ・気候変動適応に関する施策を総合的に策定・推進
- ・各主体の気候変動適応を促進するため、気候変動等に関する情報の収集・分析・提供を行う体制の確保等



- ・区域の状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進
- ・区域の事業者等の気候変動適応を促進するため、情報の提供等



- ・事業活動の内容に即した気候変動適応
- ・国・地方公共団体の適応に協力



- ・気候変動適応に対する関心と理解を深める
- ・国・地方公共団体の施策に協力



6. 地域における適応の推進

▶ 地域気候変動適応計画（第十二条）

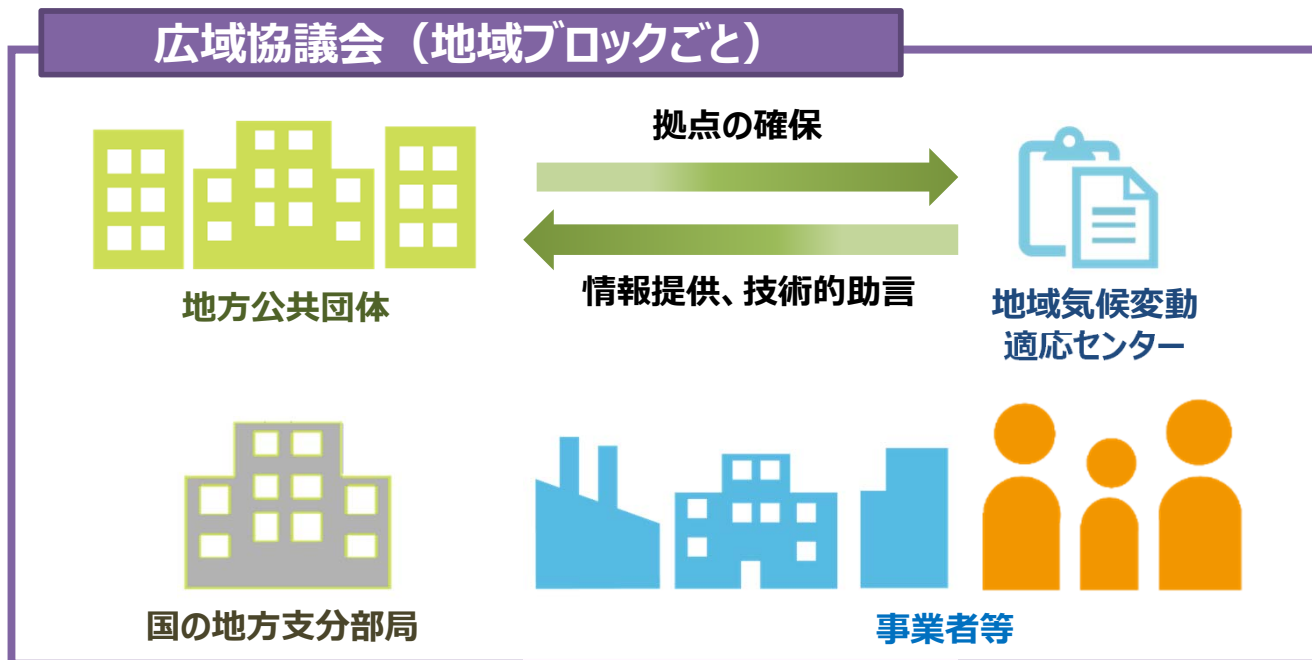
都道府県及び市町村は、政府の気候変動適応計画を勘案し、**地域気候変動適応計画**を策定するよう努める（共同で策定可能）。

▶ 地域気候変動適応センター（第十三条）

都道府県及び市町村は、**地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点**として、**地域気候変動適応センター**を確保するよう努める（共同で確保可能）。

▶ 気候変動適応広域協議会（第十四条）

国、地方公共団体、地域気候変動適応センター、事業者等が**連携して地域における適応策を推進**するため、**気候変動適応広域協議会**を組織（庶務：地方環境事務所）。



▶ 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進を図るため、**情報の提供等の援助を行う**よう努める（第十九条）。

